

○八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

制定	平成 24 年	3 月 26 日	告示第 88 号
改正	平成 24 年	7 月 3 日	告示第 157 号
	平成 25 年	2 月 26 日	告示第 27 号
	平成 27 年	3 月 31 日	告示第 123 号
	平成 30 年	3 月 23 日	告示第 61 号
	平成 31 年	3 月 26 日	告示第 86 号
	令和 3 年	3 月 25 日	告示第 81 号
	令和 4 年	3 月 25 日	告示第 55 号
	令和 6 年	3 月 26 日	告示第 100 号
	令和 7 年	3 月 26 日	告示第 99 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震改修に要する費用に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成 17 年八千代市規則第 43 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 本市に存する木造の建築物のうち次のいずれの要件にも該当する住宅をいう。

ア 丸太組構法、建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 38 条の規定による認定又は型式適合認定によるプレハブ工法により建築されたものでないこと。

イ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものであること。

ウ 一戸建ての住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）であること。

エ 地上階数が 2 以下であること。

オ 規則及び八千代市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成 19 年八千代市告示第 40 号）に基づき補助金の交付を受けて行われた耐震診断その他市長が認めるものにより求められた住宅の上部構造の耐震性能に係る評点（以下「判定値」という。）が 1.0 未満であること。

カ 建築基準法第 3 章の規定に適合するものであること。

- (2) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として実施する木造住宅の改修のうち、改修後の判定値を1.0以上にするものをいう。
- (3) 設計監理者 耐震改修に係る設計（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第6項に規定する設計をいう。以下同じ。）及び工事監理（同条第8項に規定する工事監理をいう。以下同じ。）を行う建築士（同条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）で、八千代市木造住宅耐震診断士登録制度実施要領第6条第2項の規定に基づき登録されたものをいう。
- (4) 施工者 次のいずれかの要件を満たしている者であって、この要綱に基づき木造住宅の耐震改修の工事を行うものをいう。
- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により許可を受けていること
- イ 事業所に建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる者、建築士又は同法第27条第5項の規定により合格証明書の交付を受けている者を置いていること。
- (5) 耐震設計 設計監理者が行う耐震改修の設計をいう。
- (6) 耐震工事監理 設計監理者が行う耐震改修の工事監理をいう。
- (7) 耐震工事 施工者が行う耐震改修の工事をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱の規定による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当する木造住宅を所有する者で、かつ、当該木造住宅の耐震改修を行うものをいう。

- (1) 所有者自らが居住する木造住宅
- (2) 所有者の3親等以内の親族が居住する木造住宅

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金を受けたことがある者に対しては、補助金は交付しないものとする。

3 補助対象者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係る耐震改修に関する事業を行った設計監理者及び施工者に委任することができる。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が実施する前条第1項

に規定する木造住宅の耐震改修（耐震工事並びにそれに係る耐震設計及び耐震工事監理のいずれも行いうものに限る。）（以下「補助事業」という。）とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象者が補助事業を遂行するために要する費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の経費の額のうち耐震工事に係る経費の額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は1,000,000円のうちいずれか少ない額を補助するものとする。

（交付申請書等）

第7条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 耐震改修に係る木造住宅の登記事項証明書その他の当該木造住宅の所有者を証する書類
- (3) 補助事業に要する費用の見積書の写し及びその内訳書
- (4) 施工者が第2条第4号の要件を満たすことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 当該木造住宅の所有者が複数いる場合は、共有者の同意を得て、同意書を提出するものとする。

（補助の条件）

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定通知書)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

(変更等承認申請書等)

第10条 第8条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市木造住宅耐震改修費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市木造住宅耐震改修費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による報告は、耐震改修に係る設計（再設計を含む。）が終了した後、速やかに八千代市木造住宅耐震改修費補助金状況報告書（第5号様式）に、次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 設計図書及び当該設計に基づく工事後の判定値を示す書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(遅延等の報告)

第11条の2 第8条第4号に規定する報告は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金事業遅延等報告書（第5号様式の2）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を確認し、指示書（第5号様式の3）により、補助対象者に指示するものとする。

(実績報告書等)

第12条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書（第6号様式）によるものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書及び領収書の写し

(2) 工事監理状況の報告書の写し

(3) 耐震改修を行う部位ごとの工事着手前，工事施工中及び工事完了後の状況を示す写真

(4) 耐震改修に使用した材料の仕様書及び写真

(5) その他市長が認める書類

3 第3条第3項の規定により補助金の請求及び受領を設計監理者及び施工者に委任するときは，前項第2号から第5号までの書類に加え，次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる領収書の写しに代えて，当該補助事業に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し

(2) 代理受領委任届出書（第7号様式）

4 規則第12条第1項前段の規定による報告は，補助金の交付の決定があった日の属する年度の1月31日までにしなければならない。ただし，災害その他やむを得ない理由があると認められるときは，この限りでない。

（確定通知書）

第13条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の通知は，八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付額確定通知書（第8号様式）によるものとする。

（交付請求書）

第14条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は，八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書（第9号様式）によるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は，平成24年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は，令和9年3月31日限り，その効力を失う。

（規則附則第4項の適用除外）

3 規則附則第4項の規定は、第7号様式について適用しない。

附 則（平成24年告示第157号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき外国人登録原票に登録されていた者に係る第7条の規定による改正後の八千代市精神障害者医療費助成要綱第3条第2号及び第3号の規定の適用については、施行日前において外国人登録原票に登録されていた期間は住民基本台帳に記録されていた期間とみなす。

附 則（平成27年告示第123号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年告示第60号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定及び附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年告示第86号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第81号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年告示第55号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の各告示の様式の手紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和 6 年告示第 1 0 0 号）

この告示は，公示の日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 9 9 号）

この告示は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条第 1 項）

八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所
申請者
氏 名

八千代市木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業年度 年度

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

4 交付申請額 円

算出基礎

5 経費所要額 円

6 補助事業の着手及び完了の予定期日

着手 年 月 日 完了 年 月 日

7 木造住宅の概要

8 設計監理者

9 施工者

10 添付書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 耐震改修に係る木造住宅の登記事項証明書その他の当該木造住宅の所有者が確認できる書類
- (3) 木造住宅の耐震改修に要する費用の見積書の写し及びその内訳書
- (4) 施工者が第 2 条第 4 号の要件を満たすことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 9 条）

八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付決定（却下）通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付けで申請のあった 年度八千代市木造住宅耐震改修費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を交付する。

交付決定額 円

条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 申請を却下する。

理由

第 3 号様式（第 1 0 条第 1 項）

八千代市木造住宅耐震改修費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所
申請者
氏 名

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市木造住宅耐震改修費補助金について，下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので，承認を申請します。

記

1 補助事業変更（中止・廃止）の理由

2 変更内容

第 4 号様式（第 1 0 条第 2 項）

八千代市木造住宅耐震改修費補助金事業
変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで申請のあった八千代市木造住宅耐震改修費補助金の事業変更（中止・廃止）の承認については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 承認する。

承認内容

2 承認しない。

理由

第 5 号様式（第 1 1 条）

八千代市木造住宅耐震改修費補助金状況報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

報告者 住 所
氏 名

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千
代市木造住宅耐震改修費補助金の 年 月 日現在の遂行状況を
下記のとおり報告します。

記

1 所在地

2 報告内容

3 添付書類

- (1) 設計図書及び当該設計に基づく工事後の判定値を示す書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 5 号様式の 2（第 11 条の 2）

八千代市木造住宅耐震改修費補助金事業遅延等報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

報告者

氏 名

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市木造住宅耐震改修費補助金について、当初の計画のとおり事業を実施することが困難となりましたので、下記のとおり報告します。

記

1 所在地

2 遅延等の内容

- ☐ 補助事業が予定の期間内に完了しない。（ 年 月 日完了予定）
- ☐ 補助事業の遂行が困難となった。
- ☐ その他（ ）

3 遅延等の理由

第 5 号様式の 3（第 1 1 条の 2 第 2 項）

指示書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで報告のあった八千代市木造住宅耐震改修費補助金の事業遅延等については，八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第 1 1 条の 2 第 2 項の規定により下記のとおり指示します。

記

指示内容

第 6 号様式（第 1 2 条第 1 項）

八千代市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所
報告者
氏 名

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市木造住宅耐震改修費補助金について，事業の実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容

2 補助事業に要した経費の総額 円

3 交付決定を受けた補助金の額 円

4 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 工事監理状況の報告書の写し
- (3) 耐震改修を行う部位ごとの工事着手前，工事施工中及び工事完了後の状況を示す写真
- (4) 耐震改修に使用した材料の仕様書及び写真
- (5) その他市長が認める書類

第 7 号様式（第 1 2 条第 3 項）

代理受領委任届出書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

届出者

住所
氏名
電話番号

印

私は下記の者に， 年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市木造住宅耐震改修費補助金の請求及び受領に関する一切の権限を委任することを届け出ます。

記

委任される者

- 1 事業者の所在地
- 2 事業者名
- 3 代表者名

上記届出に基づく権限の委任を届出者から受けることに同意します。

事業者（受任者）
事業者の所在地
事業者名
代表者名

第 8 号様式（第 1 3 条）

八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付額確定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付けで実績報告のあった 年度八千代市木造住宅耐震改修費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

第 9 号様式（第 1 4 条）

八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

請求者 住 所
氏 名 ⑩

年 月 日付け八千代市 指令第 号で補助金の額の確定の通知を受けた八千代市木造住宅耐震改修費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付請求額 円
- 3 振込先

金 融 機 関	
口 座 種 別	普通・当座
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義	